

## 京都府死因究明等推進協議会の今後の進め方について

京都府死因究明等推進協議会事務局  
(京都府健康福祉部医療課)

令和4年3月に厚生労働省において『死因究明等推進地方協議会運営マニュアル』が策定されたことから、同マニュアルを踏まえつつ、本協議会の今後の進め方について検討することとする。

### 1 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し実施する。

#### <死因究明等推進基本法>

	責 務	主な内容	基本的施策
国	死因究明等に関する施策を総合的に策定し実施する。	○死因究明等に関する推進計画 「死因究明等推進計画」の策定 ○厚生労働大臣を本部長とする 「死因究明等推進本部」を厚生労働省に設置	① 医師、歯科医師、警察官等の人材育成、資質の向上等 ② 教育・研究拠点の整備 ③ 専門的機関の全国的な整備 ④ 警察等における死因究明実施体制の充実
都道府県	国との役割分担を踏まえ、地域に状況に応じた施策を策定し実施する。	○死因究明等に関する施策の検討、実施の検証、評価等を行うための「死因究明等推進協議会」の設置（努力義務）	⑤ 死体検案、解剖等の実施体制の整備 ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用 ⑦ 身元確認のための科学調査及び身元確認に係るデータベース化 ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進 ⑨ 情報の活用、適切な管理等

### 2 京都府死因究明等推進協議会

平成30年11月15日、医師会、歯科医師会、病院団体、両大学法医学教室、捜査機関等からなる「京都府死因究明等推進協議会」を設置し、必要の都度（※）、開催する

※原則として年1回以上とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない

#### <開催実績>

第1回：平成31年3月27日、第2回：令和元年12月25日、第3回：令和5年1月25日

※令和2年及び3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催

### 3 今後の協議の進め方について（案）

- 地域の実情に応じた施策を体系的に推進するため、本府における死因究明等の施策に関する取組方針（計画）を策定することが重要である
- 京都府死因究明等モデル事業等を通じて、本府における死因究明等に関する課題を整理・明確化するとともに、死因究明等の関係者間で連携体制を構築する必要がある
- 本府の取組方針（計画）策定のため、法の基本的施策を柱とした対策や重点的に行う取組について協議を行う